

# 国民年金被保険者・受給者の死亡時の手続きについて

国民年金に加入中の方や以前加入していた方、年金を受給していた方がお亡くなりになった際は、年金係またはコザ年金事務所での各種手続きが必要です。

## 【主な手続き】

- ・遺族基礎年金
- ・未支給年金
- ・死亡一時金
- ・寡婦年金 など



## 遺族基礎年金

死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」がいる場合、次の①から③のいずれかに当てはまるとき、遺族基礎年金が発生します。

※「子」とは18歳の年度末まで、または20歳未満で障害のある未婚の子を指します。「子のない妻」や「子のある夫」は該当しません。

- ① 20歳から死亡日の前々月までの期間中、保険料の未納期間が3分の1未満であること。

## 未支給年金

- ② 死亡日の前々月から遡って直近1年間に保険料の未納がないこと。
- ③ 老齢基礎年金を受給している、または受給資格期間(25年)を満たしていること。

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなりますので、「年金受給権者死亡届」の手続きが必要となります(この届が遅れますと、年金を多く受け取りすぎで後で返さなければならなくなることもありますのでご注意ください)。その際、死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、遺族の方にその分の年金(未支給年金といえます)が支払われます。※未支給年金を請求できる遺族には範囲があります。死亡者と生計同一であった①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父 ⑥兄弟姉妹の順

## 死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた方が年金を受けないで亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。

※妻や子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支給されません。

※請求できる遺族は未支給年金と同じです。

※死亡一時金を受ける権利は2年を過ぎると時効となりますのでご注意ください。

## 寡婦年金

国民年金第一号被保険者期間のみで、保険料納付済みの期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間受け取ることができま

す。  
※死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていた場合は支給されません。

※年金額＝夫が受けることができ  
た老齢基礎年金額×4分の3

上記の手続きには、死亡の事実を証明する書類等が必要となります。また、20歳以上の方がお亡くなりになった場合、なんらかの年金の手続きが生じる可能性がありますので、一度、市民課年金係、またはコザ年金事務所へお問い合わせください。



## 【お問い合わせ先】

市民課年金係

☎ 973・5498

コザ年金事務所

☎ 933・3439